

連携ルール参加病院 運用一覧 (2026年1月改定)

※項目にある①～⑦は、「病院-在宅連携ルールの手引き Ver.2」(姫路市HPで閲覧・ダウンロード可能です)の(図1)の番号に紐づいています。

病院名	すでに介護保険を利用していた(担当CMがいる場合)場合							⑦退院後の生活情報(ケアプラン)					
	手渡しの場合 (電話が必要な場合の連絡先電話番号)	①CMからの入院時情報はどこに?	FAXの場合 (受信確認が必ず必要となります) あて先(FAX番号)	受信確認の方法 (FAX/TEL)	②-1.退院調整の期間を残し、在宅判断は可能?	②-2.誰がCMに電話をする?	③CMとの面談主体は?	⑤誰がCMに退院日を連絡する?	ケアプランを必要とする病院との連携	必要なケアプラン	CMからのケアプランはどこに?		
		⑥FAXの場合									送付方法	あて先	FAXの場合
石川病院	電話連絡の上、地域連携室へ (直TEL:079-263-8721)	地域連携室 (直FAX:079-252-3425)	FAX	×(Dr判断や部屋状況による)	地域連携室	地域連携室	地域連携室	地域連携室	退院調整協議	1~3表	FAX	地域連携室	否
井野病院	電話連絡の上、地域連携室へ (直TEL:079-254-6884)	地域連携室 (直FAX:079-254-6893)	どちらでも可	×(Dr判断)	病棟から家族へ声かけ 地域連携室	地域連携室、 状態確認の場合は病棟Ns	病棟から家族へ声かけ 地域連携室	病棟Ns、又は地域連携室、 家族の場合もあり	退院調整開始時面談	1~3表	FAX	地域連携室	否
入江病院	電話連絡の上、地域連携室へ (代TEL:079-239-3121)	地域連携室(要宛名) (直FAX:079-237-4335)	FAX	×(Dr判断)	病棟Ns、又は地域連携室、 家族の場合もあり	地域連携室	地域連携室	病棟Ns、又は地域連携室、 家族の場合もあり	退院調整協議	1~3表	FAX	地域連携室	否
金田病院	電話連絡の上、地域連携室へ (代TEL:079-336-0016)	地域連携室 (代FAX:079-336-0117)	FAX	○(8割)	地域連携室、家族	地域連携室	地域連携室	地域連携室	退院調整協議	3表のみ	郵送又は FAX	地域連携室	要 ①の電話番号と同じ
木村病院	電話連絡の上、地域連携室へ (直TEL:079-294-6001)	地域連携室 (直FAX:079-294-1122)	FAX	○の場合も×の場合も	地域連携室又は家族	地域連携室(病棟Ns)	地域連携室又は家族	退院調整協議	1~3表	FAX	地域連携担当者	要 ①の電話番号と同じ	
共立病院	電話連絡の上、地域連携室へ (直TEL:079-285-3494)	病棟(079-285-3477) 地域連携室(079-285-3417)	FAX	Ns判断で○ (Dr判断で×の場合も)	地域連携室、病棟Ns	地域連携室、(病棟Ns)	地域連携室、病棟Ns	退院調整協議	3表のみ	FAX	地域連携室	否	
國富胃腸病院	電話連絡の上、地域連携室へ (代TEL:079-266-2355)	地域連携室 (直FAX:079-266-2501)	FAX	×(Dr判断)	地域連携室	病棟Ns、又は地域連携室	地域連携室	退院調整協議	1~3表	FAX	地域連携室	FAX前に要 ①の電話番号と同じ	
厚生病院	電話連絡の上、地域連携室へ (代TEL:079-292-1109)	地域連携室 (直FAX:079-292-1227)	FAX	○(8割 調整できるまで入院 可能な場合が多い)	病棟Ns、又は地域医療連携室、 家族の場合もあり	地域連携室	病棟Ns、又は地域医療連携室、 家族の場合もあり	退院調整協議	3表のみ	郵送又は FAX	地域連携室	否	
公立神崎総合病院	電話連絡の上、地域連携室へ (直TEL:0790-32-2354)	地域連携室 (直FAX:0790-32-2364)	FAX	○の場合も×の場合も	地域連携室	面談主体(地域連携室)	地域連携室 (家族の場合あり)	退院調整協議	3表のみ	郵送又は FAX	地域連携室	FAX前に要 ①の電話番号と同じ	
公立宍粟総合病院	電話連絡の上、地域連携室へ (直TEL:0790-62-2425)	地域連携室 (直FAX:0790-62-2522)	TEL	×(Dr判断)	地域連携室(病棟看護師)	地域連携室、病棟、 リハビリ	地域連携室、家族	退院調整協議	1~3表	FAX	地域連携室	否	
酒井病院	電話連絡の上、地域連携センターへ (直TEL:079-266-8837)	地域連携センター (直FAX:079-268-7110)	どちらでも可	○(8割 調整できるまで入院 可能な場合が多い)	地域連携センター、 家族の場合もあり	地域連携センター、 病棟、リハビリ	地域連携センター、 家族の場合もあり	退院調整協議	3表のみ	FAX	地域連携センター	否	
三榮会広畑病院	地域連携室に電話連絡後、1F受付へ手渡し (代TEL:079-230-0008)	地域医療連携室(宛記載不要) (直FAX:079-287-9017)	FAX	○	地域医療連携室	病棟退院調整Ns (拡大カンファは連携室)	地域医療連携室	退院調整協議	1~3表	FAX	地域医療連携室	否	
城南病院	電話連絡の上、地域連携室へ (直TEL:079-263-7634)	地域連携室 (代FAX:079-288-0206)	FAX	○(8割 調整できるまで入院 可能な場合が多い)	地域連携室 (病棟Ns、家族)	地域連携室、NS	地域連携室 (病棟Ns)	退院調整開始時面談	3表のみ	FAX	地域連携室	否	
城陽江尻病院	電話連絡の上、地域連携課 (代TEL:079-225-1231)	地域連携課 (直FAX:0120-25-1249)	FAX	○(8割)	家族又は地域連携課	地域連携課(病棟Ns)	家族又は 地域連携課	退院調整協議	1~3表	FAX	地域連携課	否	
書写病院	電話連絡の上、地域連携室 (代TEL:079-266-2525)	地域連携室 (直FAX:079-266-0055)	FAX	○の場合も、×の場合も	地域連携室、家族の場合 もあり	地域連携室(病棟Ns)	地域連携室、 家族の場合もあり	退院調整開始時面談	1~3表	FAX	地域連携室	否	
仁恵病院	電話連絡の上、医療相談室 (代TEL:079-281-6980)	医療相談室 (代FAX:079-289-4513)	FAX	×(Dr判断)	医療相談室または 病棟Ns	医療相談室	医療相談室または 病棟Ns	退院調整協議	1~3表	FAX	医療相談室	否	
神野病院	原則FAX。手渡しは受付へ「地域医療連携室宛」 と伝えてください(電話不要)	地域医療連携室 (直FAX:079-280-5318)	FAX	○の場合も、×の場合も	地域医療連携室、病棟Ns	地域医療連携室、 病棟Ns	地域医療連携室、 病棟Ns	退院調整協議	3表のみ	FAX	地域医療連携室	否	
高岡病院	電話連絡の上、地域医療連携室 (直TEL:079-293-3317)※外来通院中の方は、けい ふう診療クリニックへ(代TEL:079-293-8856)	地域医療連携室(代FAX:079- 294-5311)※外来通院中の方は、けいふう診療クリニックへ(代FAX: 079-293-9955)	FAX	○	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	退院調整開始時面談	3表のみ	FAX	地域医療連携室	FAX前に要 ①の電話番号と同じ	
たつの市民病院	受付で「地域連携室へ」と伝えてください(電話不 要)	地域連携室 (代FAX:079-322-3177)	FAX	○	地域連携室および 病棟Ns、もしくは家族	地域連携室および 病棟Ns	地域連携室 および病棟Ns	退院調整協議	1~3表	手渡し、 郵送、FAX	地域連携室	要 ①の電話番号と同じ	
長久病院	電話連絡の上、地域連携担当者へ (代TEL:079-237-5252)	医療相談担当 (代FAX:050-3737-7063)	FAX	半分○	医療相談担当者	医療相談担当者	医療相談担当者	退院調整協議	1~3表	FAX	医事課	要 ①の電話番号と同じ	
ツカザキ病院	連絡不要、地域医療連携室へ	地域医療連携室 (直FAX:079-272-8571)	FAX	×(Dr判断)	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室 (家族の場合もあり)	退院調整協議	1~3表	FAX	地域医療連携室	否	
中谷病院	電話連絡の上、病棟、地域連携室どちらでも (代TEL:079-235-5566)	地域連携室 (代FAX:079-235-5885)	どちらでも可	○	病棟退院調整Ns	病棟退院調整Ns	退院前カンファ(CM入)で決 定、それ以外は病棟Ns	退院調整協議	1~3表	手渡し又 は郵送	地域連携室	要 ①の電話番号と同じ	
八家病院	原則FAX。手渡しは受付へ声掛け(電話不要) (代表FAX:079-298-1734)	入退院支援担当者 (代FAX:079-298-1734)	FAX	○	入退院支援担当者、 家族	入退院支援担当者、 病棟Ns	入退院支援担当者、 家族	病院が依頼する患者	1~3表	FAX	地域医療連携室(代 FAX:079-298-1734)	否	
播磨大塩病院	電話連絡の上、地域連携室 (代TEL:079-254-0321)	地域連携室(要宛名) (代FAX:079-254-5345)	FAX	○の場合も、×の場合も	地域連携室	地域連携室	地域連携室	退院調整開始時面談	1~3表	郵送又は FAX	地域連携室	FAX前に要 ①の電話番号と同じ	
姫路愛と病院	電話連絡の上、地域連携室 (代TEL:079-234-2117)	地域連携室 (直FAX:079-234-2401)	FAX	○(8割 調整できるまで入院 可能な場合が多い)	地域連携室	地域連携室	地域連携室	退院調整開始時面談	1~3表	FAX	地域連携室	否	
姫路医療センター	病棟(会面時間の13時以降に来院を) (電話不要)	地域医療連携室(退院調整担当 者) (直FAX:079-225-3317)	FAX	○(8割)	地域医療連携室、 又は病棟Ns又は家族	地域医療連携室、 又は病棟Ns又は家族	地域医療連携室、 又は病棟Ns又は家族	退院調整協議	1~3表	郵送又は FAX	地域医療連携室(退院調整担当者宛)	否	
姫路北病院	電話連絡の上、医療相談課 (代TEL:0790-22-0770)	医療相談課 (代FAX:0790-22-2589)	FAX	○	医療相談課	医療相談課	退院前カンファ(CM入)で決 定	退院調整協議	1~3表	郵送又は FAX	医療相談課	否	
姫路聖マリア病院	電話連絡の上、病棟(PMのほうが望ましい) (代TEL:079-265-5111)	地域連携室 (直FAX:079-265-5118)	FAX	○の場合も、×の場合も	家族、病棟Ns 又は地域連携室	病棟Ns 又は地域連携室	家族、病棟Ns 又は地域連携室	退院調整協議	1~3表	手渡し、 郵送、FAX	地域連携室	否	
姫路赤十字病院	電話連絡の上、地域医療連携課 (代TEL:079-294-2251)	地域医療連携課 (直FAX:079-299-5519)	FAX	○(8割)	地域医療連携課	地域医療連携課	地域医療連携課 又は病棟Ns、家族	退院調整協議	1~3表	郵送又は FAX	地域医療連携課	否	
姫路第一病院	電話連絡の上、地域連携室 (代TEL:079-252-0581)	地域連携室 (直FAX:079-252-8202)	FAX	×(Dr判断)	地域連携室	地域連携室、病棟退院支援NS Ns、家族の場合もあり	地域連携室、病棟退院支援NS、 家族の場合もあり	退院調整協議	その他(1~ 4表)	FAX	地域連携室宛て	否	
姫路田中病院	電話連絡の上、地域連携室へ (代TEL:079-267-2020)	地域連携室 (直FAX:079-267-2550)	FAX	○(8割)	地域連携室	地域連携室	地域連携室	退院調整協議	3表のみ	手渡し又 はFAX	地域連携室	否	
姫路中央病院	連絡不要、患者サポートセンターへ (直FAX:079-233-0854)	患者サポートセンター (直FAX:079-233-0854)	FAX	○(患者状態による)	患者サポートセンター	患者サポートセンター、 又は本人・家族	患者サポートセンター、 又は本人・家族	退院調整開始時面談	1~3表	手渡し、 郵送、FAX	患者サポートセンター	否	
兵庫県立 はりま姫路総合医療センター	直接病棟に電話連絡の上(家族に病棟を聞いて) (病棟が分からない場合は地域医療連携課に) (代TEL:079-289-5080)	地域医療連携課 (直FAX:079-289-2055)	FAX	Ns判断で○ (Dr判断や家族希望で×の場合も)	病棟Ns又は地域医療連携 課、家族の場合もあり	病棟Ns又は地域医療連携 課、家族の場合もあり	病棟Ns又は地域医療連携 課、家族の場合もあり	退院調整開始時面談	1~3表	郵送、又は 手渡し	地域医療連携課 (手渡しの場合も宛先 の記載必要)	否	
兵庫県立リハビリテーション 西播磨病院	電話連絡の上、地域連携室へ (代TEL:0791-58-1050)	地域連携室 (直FAX:0791-58-1072)	FAX	○	地域連携室	地域連携室	地域連携室						

連携ルール参加病院 運用一覧 (2026年1月改定)

病院名	新たに介護保険を利用する場合		
	誰が介護保険を説明する?(図2-①)	誰がCM契約の支援をする?(図2-②)	誰が契約後のCMと連絡をとる?(図2-③)
石川病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
井野病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
入江病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
金田病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
木村病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
共立病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
國富胃腸病院	病棟Ns、又は地域連携室	地域連携室	地域連携室
厚生病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
公立神崎総合病院	地域連携室	地域連携室(地域包括支援センター等と連携)	地域連携室
公立宍粟総合病院	病棟又は地域連携室	地域連携室	地域連携室
酒井病院	地域連携センター、病棟	地域連携センター	地域連携センター
三栄会広畑病院	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室
城南病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
城陽江尻病院	地域連携課	地域連携課	地域連携課
書写病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
仁恵病院	医療相談室	医療相談室	医療相談室
神野病院	地域医療連携室、病棟Ns	地域医療連携室	地域医療連携室
高岡病院	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室
たつの市民病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
長久病院	医療相談担当者	医療相談担当者	医療相談担当者
ツカザキ病院	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室
中谷病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
八家病院	MSW	MSW	入退院支援担当者
播磨大塩病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
姫路愛和病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
姫路医療センター	地域医療連携室、外来・病棟Ns	地域医療連携室	地域医療連携室
姫路北病院	医療相談課	医療相談課	医療相談課
姫路聖マリア病院	病棟Ns 又は地域連携室	病棟Ns 又は地域連携室	病棟Ns 又は地域連携室
姫路赤十字病院	外来・病棟NS、地域医療連携課	地域医療連携課	地域医療連携課
姫路第一病院	地域連携室+病棟退院支援Ns	地域連携室+病棟退院支援Ns	地域連携室+病棟退院支援Ns
姫路田中病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
姫路中央病院	患者サポートセンター、病棟Ns	患者サポートセンター	患者サポートセンター
兵庫県立 はりま姫路総合医療センター	病棟Ns又は地域医療連携課	病棟Ns又は地域医療連携課	病棟Ns又は地域医療連携課
兵庫県立リハビリテーション 西播磨病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
広畑センチュリー病院	地域連携室 MSW	地域連携室 MSW	地域連携室 MSW
松浦病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
山田病院	地域連携室	地域連携室	地域連携室
石橋内科	地域連携室 MSW	地域連携室 MSW	地域連携室 MSW
大室整形外科 脊椎・関節クリニック	医事課 (地域連携室)	医事課 (地域連携室)	医事課 (地域連携室)
日並内科外科医院	地域連携室	地域連携室	地域連携室、 又は病棟NS

【入院後、新たに介護保険を利用する場合】

※病院ー在宅連携ルールの手引き Ver.2より抜粋

① 介護保険申請の助言

《65歳以上の患者》

病院担当者は、患者が下記の状態であった場合は、家族などに介護保険証を持って市町の担当課へ介護保険申請の手続きに行くように説明する。

(介護保険申請の目安)

- ① 立ち上がりや歩行などに介助が必要な方
- ② 食事に介助が必要な方
- ③ 排泄に介助が必要な方
- ④ ポータブルトイレを使用中の方
- ⑤ 認知症の周辺症状や全般的な理解の低下がある方
- ⑥ 在宅では、独居かそれに近い状態で、調理や掃除など身の回りの周辺動作に介助が必要な方
- ⑦ (ADLは自立でも)がん末期の方
- ⑧ (ADLは自立でも)新たに医療処置(経管栄養、吸引など)が追加された方

《40歳以上64歳未満の患者》

病院担当者は、介護保険の対象となる特定の疾病(下記リスト参照)で上記の状態であった場合は、家族などに医療保険証を持って市町の担当課へ介護保険申請の手続きに行くように説明する。

【介護保険の対象となる疾病】(40歳から64歳)

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ① がん末期 | ⑨ 脊柱管狭窄症 |
| ② 関節リウマチ | ⑩ 早老症 |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ⑪ 多系統萎縮症 |
| ④ 後縫韌帯骨化症 | ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑬ 脳血管疾患 |
| ⑥ 初老期における認知症 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧ 脊髄小脳変性症 | ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

② 在宅担当者の決定支援

病院担当者は、介護保険申請と並行して、下記の(ア)(イ)(ウ)のパターンで在宅担当者を決定するための支援を行う。

(ア)ケアマネジャーを紹介(要介護)するパターン

介護保険申請の目安①～⑤に該当する患者は、住所地の居宅介護支援事業所のリストをもとにケアマネジャー(在宅担当者)との契約を支援する。

(イ)地域包括支援センターを紹介(要支援)するパターン

介護保険申請の目安⑥～⑧に該当する患者は、住所地の地域包括支援センターのリストをもとに地域包括支援センター(在宅担当者)との契約を支援する。

(ウ)要介護か要支援か迷う場合

介護保険申請の目安の①～⑤に該当するか迷う患者は、住所地の地域包括支援センターのリストをもとに地域包括支援センター(在宅担当者)との相談を支援する。

※介護認定区分の決定前に退院する場合で、住所が神崎郡の患者のみ地域包括支援センターに連絡する。

